

公共高第363号
22高教互第52号
平成22年10月 1日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
事務局長 稲垣 正順
(公印省略)
財団法人 高知県教職員互助会
事務局長 北川 圭児
(公印省略)

医療費通知書等の変更について

平成23年4月からの医療機関と保険者間の診療報酬情報のオンラインでの受け渡し義務化等に伴い、現在、公立学校共済組合高知支部（以下「共済支部」という。）と財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。）で共同運用している医療費等処理システムを平成22年11月から互助会での単独運用とし、共済支部については、公立学校共済組合本部が開発した短期給付処理システムに移行することとしています。

このため、平成22年9月受診分から下記のとおり取扱いを変更しますので、貴所属組合員への周知をよろしくお願いします。

なお、当該内容につきましては、平成22年11月15日発行（予定）の広報誌「福利高知第96号」でもお知らせします。

記

1. 現在、共済支部と互助会との連名で発行している「医療費等振込通知書」は、平成22年9月受診分から共済支部と互助会からの別途発行となります。
 2. 医療費給付金の口座振込日が、平成22年9月受診分から次のとおり変更となります。
 - (1) 共済支部の支給日は、受診月の3ヶ月後の月の末日
(当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)
 - (2) 互助会の支給日は、受診月の4ヶ月後の月の10日
(当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)
- ※ 変更前までは、両団体とも受診月の2ヶ月後の月の末日
(当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)

(別紙)

◎ 医療費給付金の給付通知及び支給日

団体	区分	現行(8月受診分まで)	変更後(9月受診分から)
共 済 支 部	通知書	医療費等振込通知書	給付金決定通知書
	通知時期	口座振込日前	変更なし
	通知方法	見開きのはがきで個人住所あてに郵送	窓枠封筒で個人住所あてに郵送
	口座振込日	受診月の2ヶ月後の月の末日 (当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)	受診月の3ヶ月後の月の末日 (当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)
互 助 会	通知書	医療費等振込通知書 (共済支部との合算処理)	医療費等振込通知書
	通知時期	口座振込日前 (共済支部との合算処理)	口座振込日前
	通知方法	見開きのはがきで個人住所あてに郵送 (共済支部との合算処理)	見開きのはがきで個人住所あてに郵送
	口座振込日	受診月の2ヶ月後の月の末日 (当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日) (共済支部との合算処理)	受診月の4ヶ月後の月の10日 (当該日が金融機関の営業日でない場合は、その前日)

※ 変更後の医療費の通知及び口座への振込は、共済支部と互助会から別々に行います。

※ 医療費給付金については、支給月が「2ヶ月後」から「3ヶ月後又は4ヶ月後」に変更となるため、原則として平成22年11月末の支給はありません。

(変更後の医療費給付金は、平成22年12月末以降となります。)